

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年11月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程(昭和36年度西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1項の表中

幼稚園(小学校に併設するもの。)	園長	教頭
総合教育センター	所長	所長が指定する者
山東自然の家	所長	所長が指定する者

を

幼稚園(小学校に併設するもの。)	園長	教頭
山東自然の家	所長	所長が指定する者

に改める。

付 則

この規程は、令和3年11月29日から実施する。

(参考)

○提案理由

総合教育センターの移転に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程

改 正 案			現 行		
1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。			1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。		
防火対象物	防火管理者	防火副管理者	防火対象物	防火管理者	防火副管理者
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭	小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園（小学校に併設するものを除く。）	園長（教頭を置く幼稚園にあつては教頭）	園長が指定する教諭	幼稚園（小学校に併設するものを除く。）	園長（教頭を置く幼稚園にあつては教頭）	園長が指定する教諭
幼稚園（小学校に併設するもの。）	園長	教頭	幼稚園（小学校に併設するもの。）	園長	教頭
削除	削除	削除	総合教育センター	所長	所長が指定する者
山東自然の家	所長	所長が指定する者	山東自然の家	所長	所長が指定する者
2 前項の表防火対象物の欄に掲げるものに該当しない防火対象物の防火管理者及び防火副管理者は、教育長が別に指定する。			2 前項の表防火対象物の欄に掲げるものに該当しない防火対象物の防火管理者及び防火副管理者は、教育長が別に指定する。		
3 防火副管理者は、防火管理者の職務を補佐する。			3 防火副管理者は、防火管理者の職務を補佐する。		